

令和3年度 茨木市予防接種一覧表

令和3年4月現在

- 1 予防接種についての知識と理解を深めていただくために、説明書「予防接種と子どもの健康」や、予防接種予診票級の注意事項をよく読んでから受けてください。接種を受ける際には、母子健康手帳と予診票をお持ちください。
- 2 予防接種の種類や接種方法は、今後の制度改正により変わることがあります。最新の情報は、茨木市のホームページや広報いばらきで確認してください。

定期（公的）接種

予防接種法に基づき、対象疾病、対象者、接種期間等が定められている予防接種です。

茨木市民が、茨木市の集団接種又は茨木市内の予防接種委託医療機関で接種を受ける場合は無料です。

定期（公的）接種の対象年齢や接種間隔等を守らなかった場合は、任意接種(有料)の扱いとなります。必ず守りましょう。

ワクチンの種類と接種方法

定期（公的）接種の種類と接種方法については、裏面を参照してください。

接種の場所

- <個別接種> 茨木市内の予防接種委託医療機関で実施します。接種の際は、直接医療機関へ予約してください。委託医療機関は、茨木市のホームページや広報いばらきなどで確認してください。また、医療機関によっては、予約制の場合や、対象者を限定している場合がありますので、事前に医療機関に確認してください。
- <集団接種> BCGは、こども健康センターでも実施します。(個別接種も実施していますのでどちらかを選んでください。)

茨木市の委託医療機関以外で接種を受けたい場合

接種前と接種後に手続きが必要となります。他市区町村で接種を受ける際は、茨木市長から接種地の市区町村長（または医療機関）宛ての「依頼書」が必要です。また接種後には窓口での費用助成の申請が必要です。
※高槻市・吹田市・摂津市・豊中市・箕面市・池田市・島本町・能勢町・豊能町は依頼書は不要です。

- 1 依頼書を申請する前に、接種を希望する市区町村の予防接種担当部署に、次の4点を確認してください。
 - ① 「茨木市に住民登録がありますが受け入れてもらえますか？」(受け入れ不可場合があります)
 - ② 「依頼書の宛先は？」(〇〇市長様・××クリニック御中 など)
 - ③ 「依頼書の提出先は医療機関か市町村か？」(接種地の市区町村で事前手続きが必要な場合があります)
 - ④ 「接種費用は有料か無料か？」(有料であった場合、茨木市から費用の一部を助成します。)
※助成金の申請方法は、依頼書の申請時にお知らせしています。
依頼書を発行せずに接種を受けた場合、費用助成はできませんので、ご注意ください。
- 2 茨木市に依頼書の申請をしてください。※依頼書は1回の予防接種につき1枚発行します。

窓口申請

→ 子育て支援課（こども健康センター内）の窓口で即日交付します。

電子申請

→ 右記QRコードからご申請ください。(市ホームページの該当ページが開きます。) 依頼書は後日郵送で交付します。到着まで1週間から10日程度かかりますので、日程に余裕を持ってご申請ください。



QRコードが利用できないときは、茨木市ホームページ内の検索バーに「こども 依頼書」と入れて検索してください。

任意接種



おたふくかぜ・インフルエンザ など

予防接種法の対象となっていない予防接種です。接種は、保護者の希望と医師の判断により行います。費用は自己負担になります。希望する場合は、直接、医療機関にお問い合わせください。

接種時年齢の考え方について



- 1歳未満 → 誕生日の前日まで
- 1歳に至るまで → 誕生日の前日まで
- 1歳(以上・から) → 誕生日の前日から

月齢の場合も考え方は同じです。
(例) 令和3年6月15日生まれの人の場合、
生後2か月から7か月に至るまでとは
→ 令和3年8月14日から
令和4年1月14日まで を言います。

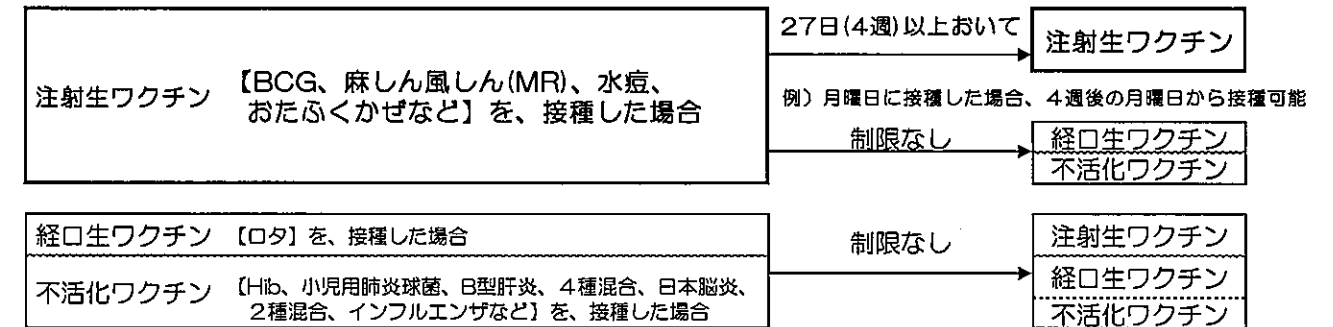


接種間隔について



安全性とその効果のため、下記の間隔をあける必要があります。

◆違う種類のワクチンを接種する場合



◆同じ種類のワクチンを接種する場合の間隔

それぞれのワクチンに定められた間隔があります。定期（公的）接種の間隔については、裏面を参照してください。定期（公的）接種の接種間隔を守らなかった場合は、任意接種(有料)の扱いとなるので、ご注意ください。

BCG 集団接種実施日



<実施場所：こども健康センター>

年	月	日	曜	受付時間	年	月	日	曜	受付時間
令和3年	4	19	月	13時45分 } 14時45分	令和3年	10	18	月	13時45分 } 14時45分
	5	17	月			11	15	月	
	6	21	月			12	20	月	
	7	12	月		令和4年	1	31	月	
	8	16	月			2	28	月	
	9	13	月	3	28	月			

- ※ 予約制です(定員100人)。ご予約は、実施日の前月の初日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く。)から、電子申請で受け付けます。右記QRコードからご申請ください。子育て支援課の窓口(こども健康センター内)又は電話(072-621-5901)でも受け付けています。
- ※ 上表の日程については、やむを得ず変更する場合がありますので、予めご了承ください。
- ※ 茨木市内の委託医療機関(一部)でも接種できます。
- ※ 茨木市に暴風警報が発表された場合は、中止になる場合があります。



定期（公的）接種の種類と接種方法

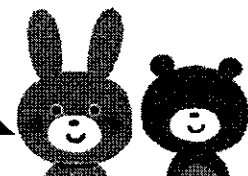
令和3年4月現在

種類	種類	同一ワクチンでの接種要領								
		定められている対象年齢	標準的な接種(開始)年齢等	接種回数	定められている接種間隔等	標準的な接種間隔				
ロタ	経口生ワクチン R28/1以降生まれの人	出生6週0日後～ 出生24週0日後まで	生後2か月から出生14週6日後までに1回目接種を開始 ※出生15週0日後以降の1回目の接種は、腸重積症の発症が多くなる時期を避ける観点からお勧めしません。	2回	1回目 2回目 1回目から27日(4週)以上の間隔において	1回目から27日(4週)以上				
	経口生ワクチン R28/1以降生まれの人	出生6週0日後～ 出生32週0日後まで	生後2か月から出生14週6日後までに1回目接種を開始 ※出生15週0日後以降の1回目の接種は、腸重積症の発症が多くなる時期を避ける観点からお勧めしません。	3回	1回目 2回目 3回目 1回目から27日(4週)以上の間隔において 2回目から27日(4週)以上の間隔において	1回目から27日(4週)以上 2回目から27日(4週)以上				
Hib (ヒブ)	不活化ワクチン	生後2か月から 60か月(5歳)に至るまで ※注意 接種開始年齢等によって、 接種回数や接種できる期間が異なります。	生後2か月から7か月に至るまでに開始	4回	初回	1回目 2回目 3回目 1回目から27日(4週)(医師が認める場合は20日)以上の間隔を おいて1歳に至るまでに 2回目から27日(4週)(医師が認める場合は20日)以上の間隔を おいて1歳に至るまでに	1回目から4～8週の間隔 2回目から4～8週の間隔			
					追加	3回目から7か月以上の間隔において	3回目から7～13か月			
小児用 肺炎球菌 (13価)	不活化ワクチン	生後2か月から 60か月(5歳)に至るまで ※注意 接種開始年齢等によって、 接種回数や接種できる期間が異なります。	初回 生後2か月から7か月に至るまでに開始 追加 生後12か月から15か月に至るまで	4回	初回	1回目 2回目 3回目 1回目から27日(4週)以上の間隔を おいて2歳に至るまでに (ただし、初回2回目の接種が1歳を超えた場合、初回3回目の接種は行わず、初回 2回目から60日以上の間隔で追加を1回接種して終了)	1回目から4週以上の間隔で 1歳に至るまでに 2回目から4週以上の間隔で 1歳に至るまでに			
					追加	3回目から60日以上の間隔を おいて、かつ1歳に至った日以降で	—			
					標準の 期 間 に あ る ま で に 接 種 開 始	a	生後7か月に至った日の翌日から 1歳に至るまでに開始した場合	3回	1回目 2回目 1回目から27日(4週)以上の間隔を おいて2歳に至るまでに (2歳までに接種できなかった場合は、2回目は行わず、追加を1回接種して終了)	1回目から4週以上の間隔で 1歳に至るまでに
					b	生後1歳に至った日の翌日から 2歳に至るまでに開始した場合	2回	初回 1回 追加 1回 1回目から60日以上の間隔を おいて	— —	
B型肝炎	不活化ワクチン	生後12か月に至るまで ※注意 母子感染予防として、出生後に接種している方は、定期接種の対象外となります。	1回目:生後2か月 2回目:生後3か月 3回目:生後7か月から8か月	3回	1回目	—	—			
					追加	3回目から60日以上の間隔を おいて、かつ1歳に至った日以降で	—			
4種混合 (DPT-IPV) ジフテリア・百日せき 破傷風・ポリオ	不活化ワクチン	生後3か月から 90か月(7歳半)に至るまで	生後3か月から12か月に至るまでに開始	4回	1期	1回目 2回目 3回目 1回目から20日(3週)以上の間隔を おいて 2回目から20日(3週)以上の間隔を おいて	1回目から3～8週の間隔 2回目から3～8週の間隔			
					追加	3回目から6か月以上の間隔を おいて	3回目から12～18か月の間隔			
BCG	注射生ワクチン	生後12か月に至るまで	生後5か月から8か月に至るまで	1回	1歳前の誕生日の前日までに	—				
麻しん風しん 混合(MR)	注射生ワクチン	1期	生後12か月から 24か月(2歳)に至るまで	2回	1期	1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日までに	—			
		2期	※小学校就学前の一年間で 5歳以上7歳未満		2期	令和3年度の接種期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日	—			
水痘 (みずぼうそう)	注射生ワクチン	生後12か月から 36か月(3歳)に至るまで	生後12か月から15か月に至るまでに開始	2回	1回目 2回目 1回目から3か月以上の間隔を おいて	1回目から6～12か月の間隔				
日本脳炎 (通常対象者)	不活化ワクチン	1期 生後6か月から 90か月(7歳半)に至るまで 2期 9歳以上13歳未満	初回	4回	1期	1回目 2回目 1回目から6日(1週)以上の間隔を おいて 2回目から6か月以上の間隔を おいて	1回目から1～4週の間隔 2回目から概ね1年の間隔			
			追加		4歳から5歳に至るまで	追加	2回目から6か月以上の間隔を おいて	2回目から概ね1年の間隔		
2種混合(DT) ジフテリア・破傷風	不活化ワクチン	11歳以上13歳未満	11歳から12歳に至るまで	1回	2期	11歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日までに	—			
ヒトパルボウイルス (子宮頸がん予防)	不活化ワクチン	12歳となる日の属する年度内 (小6)の女子 から 16歳となる日の属する年度内 (高1相当)の女子 ※3回とも同じワクチンを接種	サーバルックスの場合 中学1年生の女子 ガーダシルの場合 中学1年生の女子	3回	1回目	—	—			
					2回目	1回目から1か月以上の間隔を おいて	1回目から1か月後			
					3回目	1回目から5か月以上かつ2回目から2か月半以上の間隔を おいて	1回目から6か月後			
					追加	1回目 2回目 1回目から1か月以上の間隔を おいて 2回目から3か月以上の間隔を おいて	— 1回目から2か月後 1回目から6か月後			

※日本脳炎について

通常対象者以外の人でも、定期接種の対象になる場合があります。対象者、接種方法等については茨木市のホームページをご覧ください。子育て支援課(子ども健康センター内)にお問い合わせください。

**予防接種を正しく
接種するために、
接種の際は母子健康
手帳を忘れずに!**



母子健康手帳には、接種したワクチン名、接種日、ロットNo.及び接種医療機関等の大切な情報が記録されます。母子健康手帳を忘れて接種すると、接種記録が漏れてしまい、その後の接種に支障をきたす場合があります。そのため、母子健康手帳を忘れた場合には、接種しない方針をとっている医療機関もあります。また近年、学校に入学する際や海外渡航の際に、接種証明の提出を求められる場合もあります。母子健康手帳の記録は、予防接種の公的な証明になるため、お子さんが大きくなっても大切に保管してください。

問合せ先

茨木市 子育て支援課 (茨木市子ども健康センター内)
 ●TEL 567-0031 茨木市春日三丁目13番5号 ●TEL 072-621-5901 ●月～金曜日 8時45分から17時15分まで (祝日・年末年始を除く)